



令和7年度第2回湘南東部地区保健医療福祉推進会議 資料4

報告：病院の事業承継に伴う病床の取扱いについて

目次

横須賀・三浦地域の事業承継に関する地域医療構想調整会議での協議をもとに、令和7年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議にて、「**本県における事業承継に伴う病床の取扱いに関する今後の方向性（取扱いの変更）**」を整理しましたので、本資料にて報告します。

〔目次〕

- 1 本事案のこれまでの経緯
- 2 三浦半島地区保健医療福祉推進会議及び精神保健福祉審議会での協議結果
- 3 神奈川県保健医療計画推進会議での協議結果
- 4 本県における事業承継に伴う病床の取扱いに関する今後の方向性

1 本事案のこれまでの経緯

日時	経緯
令和7年3月	<ul style="list-style-type: none">・湘南病院から県に対して事業承継に向けた相談
令和7年5月	<ul style="list-style-type: none">・湘南病院・横須賀共済病院・湘南鎌倉総合病院から県に対して事業承継に向けた相談・湘南病院から横須賀市へ事業承継に係る経緯等説明
令和7年7月	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議にて、湘南病院の病床の取扱いに関し、今後の調整の進め方について承認を得た
令和7年8月	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度第1回三浦半島地区保健医療福祉推進会議にて、湘南病院の病床の取扱いに関して協議
令和7年9月	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度第1回精神保健福祉審議会にて、湘南病院の病床の取扱いに関して協議
令和7年9月	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議にて、本県における事業承継に伴う病床の取扱いの今後の方向性について整理

【参考】「病院等の開設等に関する指導要綱」の整理

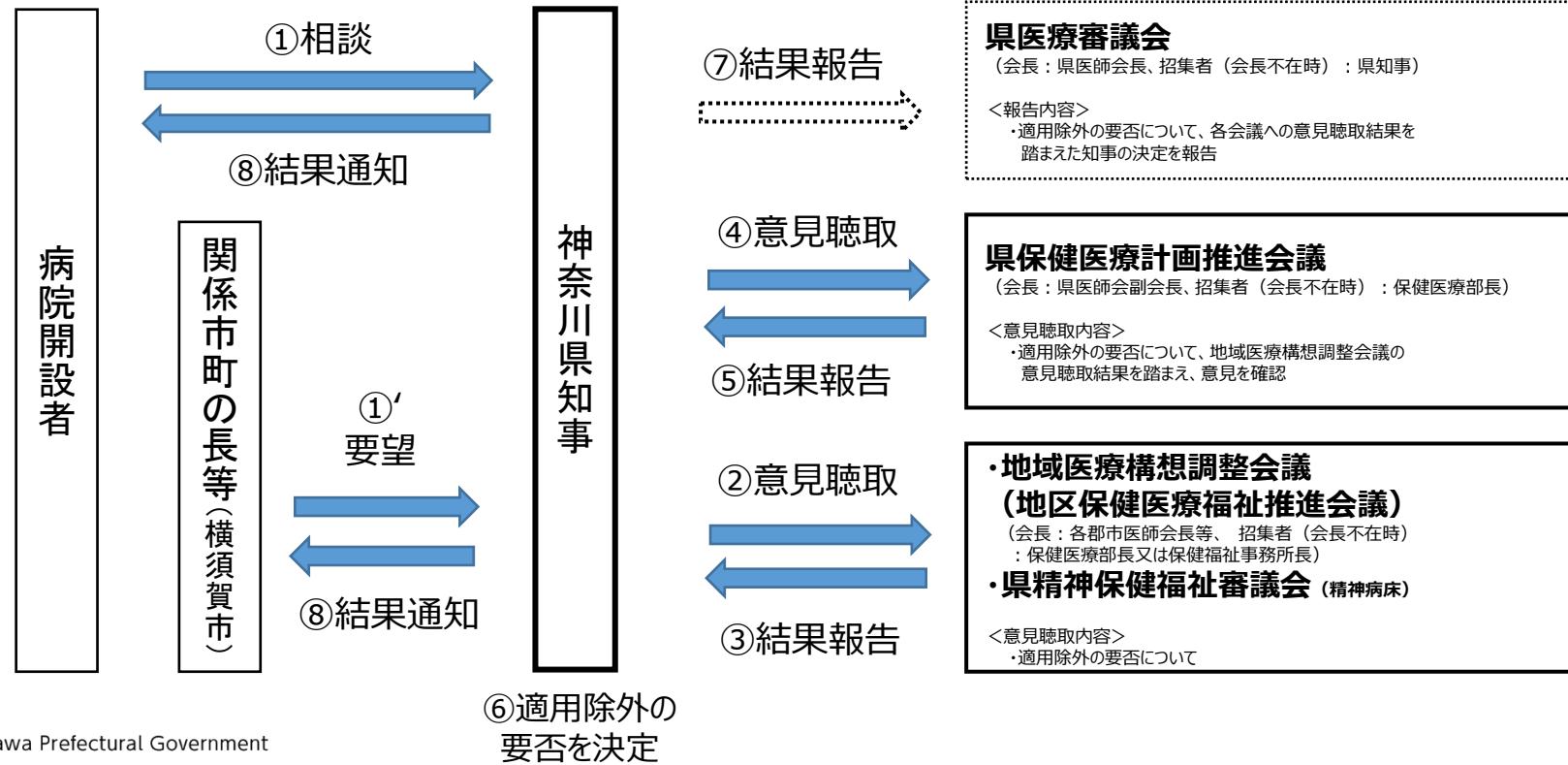
令和7年度第1回
保健医療計画推進会議資料

- 本県では「病院等の開設等に関する指導要綱」を定め、病院等の開設者の医療法人化、親族への継承によらない場合のいわゆる事業承継に伴う病床の取扱いについて、次のように整理してきた。

「病院等の開設等に関する指導要綱」での整理	
原則	<ul style="list-style-type: none">病院が廃止された場合、病床は返上する。当該地域の既存病床数が基準病床数を上回る場合、病床整備（配分）はできない。
適用除外	<p>（第8条）</p> <p>開設者の変更のうち、病院等の開設者の医療法人化、親族への継承によらない場合であって、その<u>開設する病院が廃止</u>することによって、<u>救急医療体制が維持できない等地域医療に重大な影響が生じる懸念</u>があるとして、<u>地域の関係団体</u>（自治体若しくは医師会又は病院協会等）<u>から医療機能の継続が要望された場合</u>について、<u>知事は、その医療機能の継続の必要性</u>について、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する<u>地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議（精神病床を有する場合は神奈川県精神保健福祉審議会）の意見を確認</u>し、その結果を踏まえて<u>事前協議を要しないものとするか否かを決定</u>する。</p>

【参考】「病院等の開設等に関する指導要綱」の整理 (協議プロセス)

○ 本件については、以下のプロセスで協議を行う。



2 三浦半島地区保健医療福祉推進会議及び精神保健福祉審議会での協議結果

協議結果の概要

【三浦半島地区保健医療福祉推進会議】（令和7年8月20日開催）

- 事業承継をすることについて理解。
- また、事業承継を機に、地域で必要な病院の機能や役割を議論し、それに合わせて機能変更することも含めて認めてはどうか。

【精神保健福祉審議会】（令和7年9月17日開催）

- 事業承継をすることについて理解。
- 今後の人口減少を踏まえ、人口動態における病床数の過不足状況を踏まえた議論が必要。
- 長期入院者の退院促進という観点から、病床削減により退院が進むのはよいことだと思われる。
- 承継される湘南病院に対し、湘南鎌倉総合病院からの人的支援の状況も重要である。また、適切な経営、診療を行っていただくため行政のかかわりも重要である。
- 今後の地域の人口動態における医療ニーズについて行政で把握し、医療機関へフィードバックすることで、医療機関の運営の一助になると考える。

2 三浦半島地区保健医療福祉推進会議及び精神保健福祉審議会での協議結果

これまでの意見聴取における論点

- 事業承継については、「病院等の開設等に関する指導要綱」において、手続きや考え方等を規定しているが、本県では、過去の地域からの意見や先例等も踏まえつつ、次の点も地域医療構想調整会議等で意見聴取してきた。
 - ①当該医療機関の存在する地域からの理解があること
 - ②事業承継にあたっては、承継前の医療機関の病床機能の変更はしないこと
 - ③事業承継後、10年間は承継時の病床機能を維持すること



事業承継を機に機能変更を認めることは、これまでの論点を変更することになり、他の地域にも影響を及ぼすことから、保健医療計画推進会議で協議することとした。

3 第2回神奈川県保健医療計画推進会議での協議結果

協議結果の概要

【湘南病院の事業承継について】

- 了承いただいた。

【事業承継に伴う病床の取扱いの変更に関する新たな整理案について】

- 昨今の病院経営を取り巻く状況等を踏まえ、事業承継に伴う病床の取扱いを変更することについて了承いただいた。

【事業承継に伴う病床の今後の取扱いについて】

- 事業承継時には医療機能等を維持したまま承継する（※これまでの取扱いと同じ）
- ただし、特定の場合については、承継後10年を待たずに機能変更等を行えることとする（※今回の変更点。）
→詳細は次スライドのとおり

4 本県における事業承継に伴う病床の取扱いに関する今後の方向性

- 事業承継時には、(これまでどおり) 医療機能等を維持したまま承継する。
- ただし次の場合は、承継後10年を待たず※とも、機能変更等について地域医療構想調整会議で事前に意見を聴取した上で、県が必要と認めた場合は、機能の変更等を行う。
(※承継後、概ね3ヶ月以上の稼働は必要。)
 - ・ 承継後の病床の稼働状況や経営状況等から、経営改善の見込みが立たず、病院の維持が困難になる可能性が認められる場合
 - ・ 地域の医療需要を踏まえ、より適切な機能へ転換することが望ましいと認められる場合
- なお、機能変更した病床については次の点に考慮するよう、県から承継先に説明を行う。
(県から承継先に文書を発出することも検討。)
 - ① 一定期間はさらなる機能変更を行わないこと。
 - ② ダウンサイジングした場合は、一定期間は病床の増床を行わないこと。

【参考】第2回神奈川県保健医療計画推進会議でのご意見概要

ご意見概要

- 承継前の機能を維持してもらうことが原則だが、病院を取り巻く状況等を踏まえるとある程度承継前の機能等を変更しなければ継続ができないというのは今後も出てくる事象である。
- こうした状況を踏まえると、地域医療構想調整会議にて、地域の関係者の意見を聞いた上で機能転換してもよいということであれば認めるべきではないか。
- 一方、機能転換等により、地域の医療従事者が流動することや過去に県内で事業承継をした病院が機能等を変更しないルールを守っていることも考慮すべきである。
- また、事業承継は事業を継続することを前提とした例外のルールであることを踏まえると、承継時は機能等をそのまま承継し、稼働後に機能等を変更することについて地域の理解が得られれば認めるという事がこれまでの本県のルールとも整合性がとれて良いのではないか。

説明は以上です。

※次ページ以降は、第2回神奈川県保健医療計画推進会議の資料です。
(参考資料)

事業承継の必要性

- 入院・外来等の患者が存在し、地域医療で一定の役割を担っている病院が閉院又は休止する事態になれば、患者やご家族が困るだけでなく、地域の医療提供体制にも影響が出るおそれがある。
- また、生産年齢人口の減少に伴い、人材の確保が難しくなるなど、新たな病床整備がこれまで以上に困難になることも予測される中にあっては、限られた医療資源を効率的に活用していくことが重要。



一定のルールの下で事業承継を認めることは、地域医療の維持のために必要。

取扱い変更を検討する理由 ~医療を取り巻く環境の変化~

- 昨今、物価や人件費の高騰など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、事業承継が増える可能性がある。
- 今後、新たな承継先が、経営改善の一環として、病床機能の変更やダウンサイジング等を求めることが考えられ、これらが認められない場合、事業承継が円滑に進まないことも想定される。



承継後の病院が、地域で必要な役割を継続的に果たしつつ、持続的な運営を確保することが重要であることから、事業承継に当たって、地域の医療提供体制に資する場合は、一定の条件のもとで機能変更等を認めることを検討したい。

取扱い変更により想定される課題や懸念

- 事業承継に当たって機能変更等を認めた場合、次のような課題や懸念が想定される。

〔想定される課題や懸念〕

- ・ 承継後、運営主体の意向のみで運営され、地域で求められる役割を果たせない（果たさない）可能性〔M & Aなど〕
- ・ 地域が望まない機能変更、大幅な機能変更等により、地域の医療提供体制の調和が乱れる可能性

取扱い変更に当たっての考え方

- 事業承継に当たっては、患者を守り、地域医療を確保することが大前提である。
- 機能変更等を伴う事業承継に当たっては、次のような整理が考えられるのではないか。
 - ・ 地域の円滑な医療提供体制の構築に向けて、**事前に地域医療構想調整会議等へ説明し、意見を聴くこと。**
 - ・ **機能の変更等は、地域の医療需要を踏まえたもの**となっており、かつ、すべての病床ではなく**一部の病床に限定**すること。
 - ・ 機能変更等を行った後、必要に応じて**定期的に運営状況等の確認と共有を行う**こと。

取扱い変更に関する新たな整理案

【案の1】

- 事業承継と同時の機能変更について、地域医療構想調整会議で事前に意見を聴取した上で、県が必要と認めた場合は、機能の変更等を行う。
- ただし、事業承継と併せて機能変更等を行う場合は、次の点に考慮するよう、県から承継先に説明を行う。
 - ① 機能変更した病床は、一定期間はさらなる機能の変更を行わないこと。
 - ② ダウンサイジングした場合、一定期間は病床の増床を行わないこと。
 - ③ 機能変更後の状況について、地域から求めがあった場合は、定期的に運営状況の共有を行うこと。



上記3点の事項を実効性あるものとするため、県から承継先に文書を発出することも検討する。

取扱い変更に関する新たな整理案

【案の2】

- 事業承継時には、(これまでどおり) 医療機能等を維持したまま承継する。
- ただし次の場合は、承継後10年を待たず※とも、機能変更等について地域医療構想調整会議で事前に意見を聴取した上で、県が必要と認めた場合は、機能の変更等を行う。
(※承継後、概ね3ヶ月以上の稼働は必要。)
 - 承継後の病床の稼働状況や経営状況等から、経営改善の見込みが立たず、病院の維持が困難になる可能性が認められる場合
 - 地域の医療需要を踏まえ、より適切な機能へ転換することが望ましいと認められる場合
- なお、機能変更した病床については次の点に考慮するよう、県から承継先に説明を行う。
 - ① 一定期間はさらなる機能変更を行わないこと。
 - ② ダウンサイジングした場合は、一定期間は病床の増床を行わないこと。



上記2点の事項を実効性あるものとするため、県から承継先に文書を発出することも検討する。

国内の医療機関倒産件数 (参考)

- 今年上半期は35件で、年間70件ペースで推移



出典:帝国データバンク「医療機関の倒産動向調査」(2025年上半期)

＜県内の事例＞

- 2025.3 メンタルホスピタル鎌倉山の閉院
- 2025.3 医療法人社団仁輪会(秦野市)の破産

※くず葉台病院(40床)の運営。病院は令和元年に休止し、クリニックを運営していた。